

一般財団法人三友堂病院薬剤師修学資金貸与規程

一般財団法人三友堂病院

第 1条（目的）

この規程は、将来の一般財団法人三友堂病院（以下「法人」という）に勤務する有能な職員を育成する為、薬系大学に在学もしくは進学する者等に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という）を貸与し、これらの者に修学を容易にすることにより、法人に於ける職員の充実を図り、もって地域社会の医療保健活動の向上に資することを目的とする。

第 2条（貸与を受ける条件）

貸与者は以下のいずれかを満たす者とする。

- 1、薬系大学（6年制）に進学もしくは在籍し薬剤師国家試験資格を得ようとする者で、資格取得後当法人に薬剤師として勤務することを希望する者。
- 2、薬系大学（6年制）に進学もしくは在籍し他の修学資金制度を利用している者で繰り上げ返還の代行を希望する者。
- 3、既に薬剤師の資格を有し、現在他の修学資金等を返済している者。

第 3条（修学資金の額等）

- 1、修学資金の貸与金額は別に法人が定める。
- 2、修学資金は無利子とする。

第 4条（貸与の期間）

- 1、貸与決定の月から大学卒業、大学院課程修了の終了月までとする。
- 2、前項以外で別に法人が適当と認める期間。

第 5条（連帯保証人）

- 1、修学資金の貸与を受ける者（以下修学生という）は、連帯保証人2名をたてなければならない。
- 2、連帯保証人の内1名は、修学資金を受ける者の保護者とし、他の1名については別に独立の生計を営む成年者とする。
- 3、連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第 6条（申し込み手続き）

- 1、修学資金の貸与を受ける者は、下記の書類を法人に申し込まなければならない。但し、法人が認めた場合に於いては一部を省略してもよい。
 - （1）薬剤師修学資金貸与申請書（様式1）
 - （2）薬剤師修学資金貸与応募理由書（様式2）
 - （3）在学証明書（大学生、大学院生）
 - （4）戸籍抄本
 - （5）薬剤師免許証の写し（既卒者）
 - （6）履歴書

第 7 条 (契約)

- 1、法人は、申し込みを適当と認めたときは薬剤師修学資金貸与契約書（様式 3）を取り交わし契約を締結するものとする。

第 8 条 (修学資金の交付)

- 1、修学資金は、毎月該当月分を交付する。ただし、法人が特別の必要があると認めた場合は、一括交付等（繰り上げ返還等）を行う場合がある。

第 9 条 (貸付の休止及び停止)

- 1、法人は、修学資金の貸付けを受けている者が大学を休学し、もしくは停学の処分を受けたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを休止するものとする。
- 2、法人は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該修学資金の貸付けを停止（契約解除）するものとする。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 大学を退学したとき
 - (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - (4) 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第 10 条 (報告)

修学生は、年に一度法人が定める期日までに学業及び研究等の状況に関する報告書（様式 4）を法人に提出しなければならない。期日までに提出がない場合は修学資金貸与を停止する場合がある。

第 11 条 (借用証書)

- 1、修学生は、修学生として最後の月の修学資金を受領した日から 10 日以内（第 9 条の規程により契約を解除したときは、解除の日から 10 日以内）に連帯保証人と連署の上、薬剤師修学資金借用証書（様式 5）を法人に提出しなければならない。
- 2、借用証書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を法人に届けなければならない。
- 3、借用証書は、貸与を受けた修学資金に係わる債務の履行を完了した時に於いて、又は第 14 条の規程により法人が修学資金の返還の債務を免除した時に、修学生であった者、又は、その連帯保証人に返還するものとする。

第12条（届出）

修学生又は修学生であった者が、次の各号に該当するに至った場合は、直ちに当該届出を法人に提出しなければならない。

- 1、休学又は停学の処分を受けたときは、休学届、停学届。
- 2、退学又は修学に耐えられないと認められる心身の故障が生じた時は退学届
- 3、氏名、住所等、契約条項の変更に類する届出

第13条（償還）

1、修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該修学等資金の額に、当該貸付けを受けた日の翌日から償還の日までの日数に応じ年10%の割合で計算した利息を加えた額を当法人の定める日まで一括して償還しなければならない。

（1）第9条第2項の規程により修学等資金の貸付けが停止されたとき

（2）修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

- 2、修学生等は、正当な理由なく当該修学資金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日まで日数に応じ、償還すべき額につき年15%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。
- 3、前項の規程にかかわらず、法人は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

第14条（償還の免除）

法人は、次の各号に掲げる修学生が当該各号に定める場合に該当することとなったときは、当該修学資金の償還及び利息の支払いの全部を免除するものとする。

- 1、薬系大学を卒業した日の属する月の翌月から、又は法人が指定する日の翌月から、又は前条の規程により契約を解約した日の属する月の翌月から必要期間（修学等資金の貸付けを受けた期間に相当する期間をいう）を勤務したとき
- 2、疾病、死亡、災害、その他やむを得ない理由等で法人が特別に認める場合

第15条（連帯保証人による手続き）

第11条1項、及び第12条に定める手続きについて、修学生または修学生であった者が死亡、又は心身の故障等により自らその手続きをとることができない場合、その連帯保証人が代わりに行うものとする。

第16条（契約違反の責任）

修学生が本規程に違反した場合、本人又は連帯保証人は当該修学資金の額に第13条2項の延滞利子を加えた額を法人が定める日まで償還しなければならない。

第17条（規格外事項）

本規程に定めない事項については、民法その他の関係法規に準拠し、修学生、法人相互に誠意をもって処理するものとする。

附則

平成26年10月 1日

平成29年 4月 1日一部改正